

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1016 号（諮問第 1678 号）

件名：受付票等の不開示決定に関する件

### 1 開示請求

平成 22 年 1 月 7 日、同月 29 日、同年 2 月 5 日、同年 5 月 18 日、同年 6 月 9 日、平成 24 年 3 月 8 日及び同年 8 月 27 日

### 2 原処分

平成 22 年 1 月 21 日、同年 2 月 19 日、同年 6 月 1 日、同月 18 日、平成 24 年 5 月 1 日、同年 9 月 10 日及び同年 10 月 10 日（不開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別表の 4 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）について、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示とした。

### 3 異議申立て

平成 22 年 2 月 25 日、同年 6 月 4 日、同月 21 日、平成 24 年 5 月 15 日、同年 9 月 18 日及び同年 11 月 12 日

原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 3 月 22 日

### 5 答申

令和 4 年 9 月 27 日

### 6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

別表の 4 欄に掲げる分類 1（以下「分類 1」という。同欄に掲げる分類 2 以下も同様とする。）に係る文書は、愛知県総合教育センターにおいて、特

別な支援を必要とする児童等に係る家庭教育、就学、進路・適性、園や学校での支援方法等について平成 21 年度に受け付けた相談の受付票である。

分類 2、分類 4 及び分類 5 に係る文書は、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童等に対する地域支援の一環として、特別支援学校の教員が市町村教育委員会からの要請に基づき各学校等を訪問し、障害のある該当児童等の指導について、相談・助言等を行う巡回相談を実施した際に、各市町村教育委員会が作成し、所管する愛知県の教育事務所及び県教育委員会特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）へ提出した巡回相談報告書である。これらの文書のうち、分類 2 は、平成 20 年度及び平成 21 年度の巡回相談報告書のうち特別支援教育課が保有するもの、分類 4 は、平成 20 年度及び平成 21 年度の巡回相談報告書のうち尾張教育事務所指導第一課が保有するもの、分類 5 は、平成 21 年度の巡回相談報告書のうち尾張教育事務所指導第一課及び同指導第二課が保有するものである。

分類 3 に係る文書は、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童等に対する地域支援の一環として、通常の学級に在籍する発達障害あるいは発達障害の疑われる児童等に対する具体的指導方法等について検討を行うことを目的として、当該児童等が在籍する学校の担任、当該校の近隣の教員、特別支援学校の教員等により構成される発達障害児指導事例研究会が平成 20 年度及び平成 21 年度に開催された際に、当該研究会が開催された小・中学校が作成した報告書である。

分類 6 及び分類 7 に係る文書は、愛知県立豊田高等養護学校（当時。以下「豊田高等養護学校」という。）に設置された、入学者選考に係る内容について検討等を行う入学者選考委員会及び入学者選考問題作成委員会において配布された資料である。

分類 8 に係る文書は、県教育委員会が作成した、愛知県内の公立学校における平成 21 年から平成 23 年までの教頭任用候補者名簿及び平成 23 年度の校長候補者名簿である。

分類 9 に係る文書は、非違行為を行った教員の所属校の校長又は教頭が調査した事実関係を詳細に記録し、県教育委員会に提出した非違行為報告書のうち本件不開示決定時点において、いまだ検討中の未処分案件に係るものである。

分類 10 に係る文書は、愛知県内の小・中学校の年度末人事異動に関して、県内の各市町村教育委員会から提出された内申である。

実施機関は、これらの文書を条例第 7 条第 2 号及び同条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、分類1に係る文書には相談に係る児童等、分類2、分類4及び分類5に係る文書には巡回相談に係る児童等、分類3に係る文書には発達障害児指導事例研究会に係る児童等、分類8に係る文書には愛知県の公立学校の校長又は教頭への任用候補者、分類9に係る文書には非違行為を行ったとされる職員や相手方生徒、分類10に係る文書には内申に係る職員の個人情報に記載されていることが認められた。

これらの文書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

分類8及び分類10に係る文書については、職員の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報ではないことに加えて、あくまで検討段階の資料であり、実際の発令と照合することで発令のなかった職員個人の評価の低下や不利益を生じるおそれがあり、分類9に係る文書は、非違行為を行った職員の処分等を検討するために用いられる文書であって、当該職員が処分等の検討対象となったことが分かるものであり、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、いずれも同号ただし書ハには該当せず、そのほかの文書についても、同号ただし書ハに該当する事情は認められない。

そのほか、本件行政文書が同号ただし書イ、ロ及びニに該当する事情も認められない。

したがって、これらの文書は、条例第7条第2号に該当する。

#### (4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中

には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

- イ 当審査会において分類1に係る文書の内容を見分したところ、特別な支援を必要とする児童等に係る相談の内容が記載されており、当該児童等の氏名や生年月日だけでなく、当該児童等の身体の状態、行動や知的能力等といった具体的な状況が記載されていることから、当該文書を公にすれば、相談者が相談内容が公になることを意識して相談に当たり詳細な事情を述べることを躊躇し、さまざまな事情を把握することができず、相談の前提として不可欠な情報を得られなくなるなど、当該相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。
- ウ 当審査会において分類2、分類4及び分類5に係る文書の内容を見分したところ、巡回相談に係る児童等の所属する学校名や障害種別といった当該児童等の情報のほか、担当者の相談に係る感想や相談を受けて考えた内容、所感が詳細に記載されており、これらの情報が公となれば、公になることを意識して忌憚のない所感等を記載することを躊躇したり、当該児童等の個人情報公になることを憂慮して当該巡回相談そのものを控えてしまうことになりかねず、当該巡回相談に係る学校支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。
- エ 当審査会において分類3に係る文書の内容を見分したところ、発達障害の児童等の所属する学校名、学年、診断名等のほか、当該児童等の様子や支援策、担当の所感等が詳細に記載されており、これらの情報が公となれば、公になることを意識して忌憚のない所感等を記載することを躊躇したり、当該児童等の個人情報公になることを憂慮して発達障害児指導事例研究会でとりあげることそのものを控えてしまうことになりかねず、当該事例研究会に係る学校支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。
- オ 当審査会において分類6及び分類7に係る文書の内容を見分したところ、入学者選考委員会及び入学者選考問題作成委員会での議題や検討内容、検査問題の案といった、豊田高等養護学校への入学者選考に係る情報が記載されており、これらの情報は、いまだ各委員会での検討段階の情報であるとともに、今後同種の選考が繰り返し行われる事務に関する情報であることから、公にすることにより、今後同種の選考が行われるにあたり、選考を適正に遂行するにあたって必要な率直な意見交換及び意思決定の中立性が害されるおそれがあると認められた。また、これらの文書を一部でも開示してしまえば、開示請求を行った受検者を行わな

かった受検者との間に不公平を生じさせ、中立公正であるべき入学選考事務に対する県民の信頼を損ねることとなると認められた。

一方で、当審査会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、入学者選考に係る各委員会での検討後、確定した最終版の募集要項や受検案内であれば開示するほか、検査問題等についても、受検者等から当該検査の実施後に申出があれば開示しているとのことであり、これらのことからすれば、分類6及び分類7に係る文書は、公にすることにより入学選考事務の中立公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

カ 当審査会において分類8に係る文書の内容を見分したところ、教頭及び校長の候補者の氏名が記載されており、公にすることで候補者選考結果が判明することとなり、同僚等から選考結果を詮索されることを憂慮して選考への受審に消極的になる者が現れ、人材の確保が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

キ 当審査会において分類9に係る文書を見分したところ、非違行為を行った教員の氏名、職名、所属、非違行為の概要等が記載されており、開示請求時点においていまだ検討段階の事務に係る文書であることからすれば、これを意思決定過程において公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ク 当審査会において分類10に係る文書を見分したところ、教員の氏名、新任職名等が記載されているが、これらはあくまで内申であり、(3)イに記載のとおり、実際の発令とは異なる可能性のある検討段階の資料であることからすれば、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ケ これらのことからすれば、本件行政文書は、いずれも条例第7条第6号に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 実施機関のその他の主張について

分類6及び分類7は、条例第7条第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

1. 異議申立年月日	2. 不開示決定年月日	3. 開示請求年月日	4. 行政文書の名称		5. 開示しないこととした根拠規定
平成 22 年 2 月 25 日	平成 22 年 1 月 21 日	平成 22 年 1 月 7 日	分類 1	受付票	条例第 7 条 第 2 号及び 第 6 号
平成 22 年 2 月 25 日	平成 22 年 2 月 19 日	平成 22 年 1 月 29 日	分類 2	・巡回相談報告書 H20 年度 (101 件) ・巡回相談報告書 H21 年度 (54 件)	
平成 22 年 2 月 25 日	平成 22 年 2 月 19 日	平成 22 年 2 月 5 日	分類 3	発達障害児童指導事例研究会報告書 (平成 20・21 年度) (43 件)	
			分類 4	巡回相談報告書 (平成 20・21 年度) (19 件)	
平成 22 年 6 月 4 日	平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年 5 月 18 日	分類 5	巡回相談報告書 (29 件) (平成 21 年度)	
平成 22 年 6 月 21 日	平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年 6 月 9 日			
平成 24 年 5 月 15 日	平成 24 年 5 月 1 日	平成 24 年 3 月 8 日	分類 6	平成 23 年度入学者選考委員会	
			分類 7	平成 23 年度入学者選考問題作成委員会	
平成 24 年 9 月 18 日	平成 24 年 9 月 10 日	平成 24 年 8 月 27 日	分類 8	・平成 21 年度愛知県公立学校教頭任用候補者名簿 ・平成 22 年度愛知県公立学校教頭任用候補者名簿 ・平成 23 年度愛知県立学校教頭任用候補者名簿 ・平成 23 年度愛知県公立学校長任用候補者名簿 ・平成 23 年度愛知県公立小中学	

				校長任用候補者名簿	
平成 24 年 11 月 12 日	平成 24 年 10 月 10 日	平成 24 年 8 月 27 日	分 類 9	非違行為報告書（未処分案件）	
			分 類 10	各教育委員会から入手した文書 のうち内申（年度末人事に関するもの）	